

## 賃貸借業務仕様書

下関市仮想サーバ等機器一式の賃貸借業務の仕様については、次のとおりとする。

### 1 目的

下関市で稼働中の仮想サーバ等機器について、機器の老朽化に対応するため、機器更新を行う。

### 2 本業務の内容

#### (1) 本業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとし、これらに要する一切の費用は賃貸借料金に含めるものとする。

ア 機器の賃貸借

イ 下関市が指定する場所への機器の搬入

ウ 賃貸借期間中の運用保守

エ 賃貸借期間終了後の機器の撤去及び設定情報の消去・データ消去

オ 賃貸借期間終了後の機器の搬出及び引取り

上記ウ、エについては、下関市が指定する業者に行わせること。詳細については、下記業者に問合せること。

#### 【本業務に係る下関市が指定する業者】

エフサステクノロジーズ株式会社

西日本ビジ九州・中四国ビジネス統括部 統括部長 田中 美治

(連絡先)

住 所 広島県広島市中区紙屋町 1 - 2 - 2 2

担当者 成瀬 保

メール naruse.tamotsu@fujitsu.com

電 話 080-1275-6627

#### (2) 本業務の範囲外

次に掲げる構築業務は、下関市が別途契約により実施するため、本業

務の範囲に含めない。

ア 賃貸借一覧に記載の機器について、基本設計、詳細設計、構築、試験（テスト）及び運用引継ぎを実施する。

イ 既存ラックへの機器搭載並びにサーバ室内における LAN 配線作業を行う。

ウ 既存仮想サーバ上の仮想マシンを新仮想サーバへ移行する。

ただし、一部アプリケーションにおいて新規構築が必要と判断される場合は、下関市と協議の上、最適な移行方法を決定する。

エ 既存ファイルサーバから新ファイルサーバへデータ移行を行う。

オ 既存ネットワークスイッチの設定を実施する。

### (3) 賃貸借料金

賃貸借料金の支払いは、賃貸借料金を 60 月で按分した額を月額として支払うものとする。

賃貸人は、賃貸借期間の開始月から、当該月分の賃貸借料を翌月初めに請求し、賃借人は、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

ただし、賃貸借料金を分割するにあたり 1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を初回に支払う賃貸借料の額に含めるものとする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和 13 年 9 月 30 日まで

長期継続契約とする。

※地方自治法第 234 条の 3 及び下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 1 条第 1 号による。

## 4 賃貸借期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで（60 月）

## 5 機器の賃貸借

(1) 賃貸借機器は、別表 1 「賃貸借物件一覧」のとおりとする。

(2) 製品のモデルチェンジ又は出荷状況等により品名及び型名に変更が生じる場合は、下関市と協議の上、対応すること。

(3) 令和8年9月30日までにシステム構築が完了するよう、機器を調達すること。

やむを得ない事由により遅延のおそれが生じた場合は、速やかに下関市に報告し、必要な対応（手続及び提出資料等を含む。）について協議の上、取扱いを決定する。

なお、賃貸人の責に帰さない事由による場合、下関市と協議の上、契約第7条（契約の解除）及び第8条（損害賠償）に係る取扱いを決定する。

## 6 下関市が指定する場所への機器の搬入

### (1) 搬入場所

山口県下関市南部町1番1号

下関市役所企画政策部情報政策課

(2) 搬入は、日程及び搬入方法を下関市と事前に協議の上、速やかに行うこと。

(3) 賃貸借期間中におけるソフトウェアの使用及びサポートを受けるために必要なライセンス等の登録及び更新登録（以下「登録等」という。）が必要なものについて、登録等にかかる費用を含め賃貸人の負担で実施することとし、登録内容が分かる資料（証明書、登録完了メール等）を速やかに下関市に提出すること。

(4) 搬入時に生じる不要な梱包材等は、賃貸人が処分すること。

(5) 電源設備については、下関市が用意するものとする。賃貸人は、必要に応じて機器の電源要件及びインタフェース要件等に関する情報提供に協力すること。

(6) ツイストペアケーブル等の必要長及び必要本数は、設置場所、配線経路等により変動するため、下関市と協議の上、決定する。

## 7 賃貸借期間中の運用保守

(1) ハードウェア死活監視

サーバ及びネットワーク機器の死活状態を遠隔監視し、異常発生時には下関市が指定する携帯電話宛てに、電子メール又は電話により連絡すること。

(2) サーバ診断・トラブル対応

ア Q&A 対応

本業務に関する下関市からの問合せに回答すること。重要事項は、月次報告書により報告すること。

イ インベントリ確認

OS 標準のイベントログ確認及び導入アプリケーションの稼働状況の確認を行うこと。

ウ システム復旧

サーバ機器に動作不具合が生じた場合は、必要に応じて現地対応を行うこと。

エ OS 及びミドルウェアのレベルアップ

運用に支障を来すおそれのある不具合（バグ等）の発生が確認された場合は、下関市と協議の上、OS 及びミドルウェアのレベルアップの実施時期及び実施方法を決定し、必要に応じて実施すること。

(3) ネットワーク診断・トラブル対応

ア Q&A 対応

本業務に関する下関市からの問合せに回答すること。重要事項は、月次報告書により報告すること。

イ トラブル対応

ネットワーク通信の障害、その他の不具合が生じた場合は、必要に応じて現地対応を行うこと。

ウ ファームウェアバージョンアップ

運用に支障を来すおそれのある不具合（バグ等）の発生が確認された場合は、下関市と協議の上、ファームウェアバージョンアップの実施時期及び実施方法を決定し、必要に応じて実施すること。

(4) システム構成表メンテナンス

サーバ及びネットワーク機器の増減、接続系統の変更等によりシステム構成が変更された場合は、その都度、システム構成表を更新すること。

(5) 定期保守業務（年 1 回）

高機能無停電電源装置の定期保守業務を行うこと。実施時間帯は、下関市と協議の上、決定する。

(6) 修理保守業務（随時）

保守対象機器に対する修理保守業務は、次のア、イのとおりとする。ただし、消耗品等については本業務の対象外とする。修理後は、速やかに報告書を提出すること。障害発生時は、速やかに保守担当技術者を派遣し、修理業務を行うこと。

ア 摩耗部品の自然消耗に伴う修復、部品交換及び調整

イ 障害の修理

(7) 受付時間

障害等の受付は、24時間365日での対応とする。

ただし、24時間365日の対応は、業務に多大な影響が発生し緊急を要すると判断される場合を想定する。その他の障害については、祝日、土曜日、日曜日及び下関市の定める休日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時までの対応とする。

8 賃貸借期間終了後の機器の撤去及び設定情報の消去・データ消去

賃貸借期間終了後、各機器を設置場所から撤去し、下関市が指定する場所に集積するとともに、当該機器等に係る設定情報の消去及びデータ消去を行うこと。

データ消去の方法は、ソフトウェアによる消去（論理消去）、磁気消去又は物理破壊のいずれも可とするが、下関市情報セキュリティポリシーに定める水準を満たす方法により実施すること。

なお、ソフトウェアによる消去（論理消去）により実施した場合は、抹消措置の完了を確認できる証明書等を下関市に提出すること。

（参考/下関市セキュリティポリシーより）

「一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベル

の攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うことが必要である。」

## 9 賃貸借期間終了後の機器の搬出及び引取り

前記撤去作業の終了後、機器を搬出し、引取りを行うこと。

## 10 納品物

運用・保守

工程	納品物	内容
運用保守開始時	運用保守体制図	担当者、連絡先を含む体制図

### 11 想定スケジュール

- ・ 契約締結 令和8年5月
- ・ 機器納期 令和8年7月
- ・ システム構築 令和8年7月から8月まで
- ・ 機器入替 令和8年8月から9月まで
- ・ 運用開始 令和8年10月1日

### 12 下関市暴力団排除条例による措置

別記1「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

### 13 しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項

別記2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

### 14 その他

- (1) 業務に従事する者は、賃貸人が発行する身分証明書を常時携帯し、下関市の職員から要請があったときは提示すること。また、事業者名及び氏名の記載された名札を視認しやすい位置に着用すること。
- (2) データの管理については、次のとおりとする。
  - ア データは、業務以外の用途に使用しないこと。
  - イ データは、指定された作業場所以外の場所に持ち出さないこと。

- ウ データを複製若しくは複写し、又は第三者に提供しないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない項目又は疑義が生じた場合は、速やかに下関市と協議すること。